

## 附属特別支援学校いじめ防止基本方針

佐賀大学教育学部附属特別支援学校

### はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「附属特別支援学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童生徒、職員の人権意識を高めます。
- 児童生徒と児童生徒、児童生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめの問題について保護者、関係機関との連携を深めます。

### 1 いじめとは

「いじめ」とは、児童生徒に対して、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条を参考）

### 2 いじめを未然に防止するために

<児童生徒に対して>

- ・ 児童生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童生徒の学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを学級指導や様々な活動を通して育む。
- ・ 「いじめは許されない」という意識を児童生徒が持つよう、様々な活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをする事は「いじめ」をしている事につながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。
- ・ インターネット・SNS 上でのやり取りについて、各学年の実態に応じて情報モラル教育を充実させるとともに、正しい情報機器の使い方について指導する。

<教職員に対して>

- ・ 児童生徒が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ・ 児童生徒の自己実現が図れるように、子どもが主体的に取り組む授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童生徒の思いやりの心や命を大切に思う心を育む学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは許さない」という姿勢を教職員が持っていることを、様々な活動の中で児童生徒に示す。
- ・ 児童生徒一人一人の変化に気づく敏感な感覚を持つように努める。
- ・ 児童生徒や保護者からの話を親身になって聴く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造や対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権意識を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まず、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を年に2回実施し、結果から児童生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を高める。
- ・ 校長又は教頭が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは許さない」ということと、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任や周りの大人に知らせることの大切さを児童生徒に伝える。
- ・ 「いじめ」に関して、児童生徒会としての取り組みを行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ 児童生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめの問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深める事が大切であることを情報紙、保護者会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### 3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見に向けて>

- ・ 児童生徒の様子を、担任はじめ多くの職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童生徒には、教師が積極的に声かけし、児童生徒に安心感を持たせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童生徒の人間関係や学校生活の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童生徒との信頼関係を深める。

<相談ができる体制>

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいる事があれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童生徒に伝えていく。
- ・ いじめられている児童生徒や保護者からの訴えは親身になって聴き、児童生徒の悩みや苦しみを受け止め、児童生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・ いじめられている児童生徒が、自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた職員は、管理職に報告するとともにいじめ防止委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決に向けて>

- ・ 職員が気づいた、あるいは、児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係ではなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童生徒に対しては、「いじめは許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめを止めさせる。
- ・ いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聴き、その加害児童生徒の心の安定を図る指導も行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と家庭とが連携し合っていくことを伝えていく。

### 4 校内体勢

- ・ 校内委員会に「いじめ・体罰等対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、全学部主事、生徒指導主事（生活指導部長）、特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭とする。
- ・ 児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関する事を行う。
- ・ いじめの発覚・相談があった場合には、「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係の把握、関係児童生徒保護者への対応等について協議する。  
「いじめ調査委員会」の構成については、いじめ・体罰等対策委員会に第三者（精神科医）を加える。なお、いじめに関する情報は、児童生徒の個人情報 を考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・ 学校評価においては、年度毎の取り組みについて、児童生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。

### 5 佐賀大学をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの重大事実を確認した場合は、佐賀大学教育学部及び附属学校運営委員会への報告、事案発生時の対応等については、法に即して、佐賀大学に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは許されない」という認識を広めることが大切であるということから、育友会等で、いじめの問題など子ども達の健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。